



平成 27 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6 3 3 4 東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長 小林 文彦
(TEL. 03-5295-3511)

訴訟の和解成立に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 30 日付プレスリリース「当社前代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社前代表取締役に対し、会社法第 423 条第 1 項に基づく取締役任務懈怠損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起し、東京地方裁判所において被告との間で訴訟が係属しておりましたが、平成 27 年 7 月 29 日付で本件訴訟の和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟提起から和解に至った経緯

当社の連結子会社（当時）であつたラップマスターエスエフティ株式会社において、平成 20 年 3 月期以降に行われた架空売上・押込販売による売上の過大計上、不適切な原価流用、のれんの過大計上などの不適正な会計処理に対し、当社に金融庁より課徴金 8,271 万円の納付命令が下され、これを支払いました。

これを受けて当社は、前代表取締役高橋豊三郎氏に対し、平成 26 年 9 月 30 日に本訴訟（請求額 8,271 万円）を東京地方裁判所に提起いたしました。

本訴訟の提起後、平成 27 年 7 月 14 日までに 5 回の弁論手続きが行われましたが、裁判所より和解に関する勧告を受けました。

当社は、訴訟が長期化するリスク、弁護士費用その他経済的・人的コストなどを勘案し、また、当社の経営責任やコンプライアンスに対する在り方を対外的に示すことができるとも考え、現時点において和解に応ずることが最善の策であると判断いたし、平成 27 年 7 月 29 日（第 6 回弁論）で和解することといたしました。

2. 和解の相手方（被告）

当社前代表取締役 高橋 豊三郎

3. 和解の主な内容

被告は当社に対し、解決金として 1,000 万円を支払い、当社は被告に対するその余の請求を放棄します。

4. 今後の見通し

今回の和解により、当社は平成 28 年 3 月期第 2 四半期におきまして、本訴訟の解決金 10 百万円を訴訟和解金として特別利益に計上する予定であります。

以 上